

阪神間都市計画特別用途地区及び高度利用地区の変更(尼崎市決定)について

1 本都市計画の変更(案)の縦覧及び意見書の提出について

本都市計画の変更(案)について、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、公衆の縦覧に供し、また住民及び利害関係人より意見書を募った結果は下記のとおりである。

(1) 縦覧した都市計画の名称

阪神間都市計画特別用途地区の変更(尼崎市決定)

阪神間都市計画高度利用地区の変更(尼崎市決定)

(2) 縦覧期間

平成31年3月1日(金曜日)～平成31年3月15日(金曜日)

(3) 縦覧者

1名

(4) 意見書の提出件数

0件

2 今後の予定

2019年 4月 国土交通大臣への申請及び承認(特別用途地区の用途緩和について)

6月 特別用途地区建築条例議会承認及び公布

8月 都市計画変更告示及び建築条例施行

以上